

生活介護事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 6 参加資格（6）	4, 5	【確認事項】に「令和3年度から令和7年度までの間に」運営実績を有すること、との記載があります。運営実績が令和8年度以降のみの場合の参加資格の有無をご教示ください。	実施要領に記載されている参加資格要件に基づき、令和8年度以降の運営実績がある場合も参加資格を有するものいたします。
2	実施要領 8 参加意向申出 提出書類④	6	参加意向申出で提出する「国、県、市による指導監査等結果等の写し（直近のもの）」について、開設から日が浅く実地指導を受けていない事業所の場合、代わりにどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。同一法人が運営する他の障害福祉サービス事業所の結果でも差し支えないでしょうか。	「指導監査等結果等の写し」につきましては、現に実地指導を受けていない場合には、提出は不要となります。
3	仕様書 6 休業日	2, 3	要求仕様書では休業日が日曜日・祝日等となっていますが、土曜日は第2・第4土曜日のみ開所するという認識でよろしいでしょうか。年間開所日数の想定があればあわせてご教示ください。	土曜日の開所は原則第2・第4土曜日の開所を想定しております。 また、年間の開所日数は、閉所日である第1・第3・第5土曜日、日曜日及び年末年始を除いた日数となります。
4	仕様書 10 受注者の収入 別紙（3）－3	4, 15	令和7年度の市単独加算実績（合計668件・17,897,560円）について、「件数」の単位（延べ利用日数か、利用者ごとの月別の請求件数か）と1単位あたりの単価をご教示ください。また、令和10年度以降の減額の見直しのスケジュールや目安があればご教示ください。	件数の単位は利用者ごとになり、年間の件数となります。 また、1単位あたりの単価は10円となります。 市単加算の減額時期については、受託者の判断によるものとしています。 そのため、減額の具体的な時期や段階的な実施の有無を含めて、企画提案書において提案していただきたいと考えています。

No.	資料名	頁	質問内容	回答
5	仕様書 14 引継ぎ業務 別紙（２）	7, 12	現運営事業所における職種ごとの職員配置（人数・常勤換算数）と送迎車両の台数、また現従事者の雇用継続に関する市の考え方があればご教示ください。	【現運営事業所における職種ごとの職員配置】 ①管理者（人数１・常勤換算数0.5） ②サービス管理責任者（人数３、常勤換算数0.6） ③生活支援員（人数16、常勤換算数14.3） ④事務員（人数１、常勤換算数１） ⑤運転手（人数５、常勤換算数2.2） ⑥看護師（人数４、常勤換算数2.1） ⑦理学療法士（人数３、常勤換算数0.7） ⑧囁託医（人数１、常勤換算数０） 【送迎車両の台数】 ①リフト車 ３台（ハイエース） ②軽自動車 ２台 １台（タント） １台（クリッパーリオ・リフト、車いす乗車可） ③ワゴン車 １台（ハイエース） １０人乗り 【現従事者の雇用継続に関する市の考え】 現従事者の雇用継続については、市として一律に条件を定めるものではありませんが、事業の継続性や利用者への支援の安定性の観点を踏まえ、適切に対応していただきたいと思います。
6	仕様書 20 協議事項について	10, 11	平日分の障害者リハビリテーション事業について、委託を検討中と伺いました。実施内容と決定時期の見通し、及び本事業の受託者があわせて受託する想定かをご教示ください。	平日のリハビリテーション事業については、事業の実施内容を含め、令和９年度中に検討・決定していく予定です。 また、当該事業は生活介護事業の一環として実施することを想定しているため、生活介護事業の受託者が併せて受託する予定です。 なお、委託費については生活介護事業とは別に計上し、契約についても令和９年度中に別途行う予定です。

生活介護事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
7	仕様書 別紙（3）－1	15	定員見込み（令和10年度30名～令和12年度50名）の前提となる、現在の利用待機者の状況や特別支援学校卒業生の利用見込みをご教示ください。また、障がい者福祉計画では重度心身障がい者・重度自閉症者の支援を「通過型施設」として実施し、民間事業所への移行を進めるとされていますが、本事業においても利用者の民間事業所への移行支援を想定されていますでしょうか。	生活介護事業の利用状況について、令和5年度から令和7年度の3か年で新規利用者は実績として50名となっております。このうち、支援学校卒業生は16名、転入者や就労継続支援B型等の他のサービスから変更された方が34名でした。過去の実績推移を踏まえても、生活介護事業の利用者数は今後も増加する傾向にあると考えられます。 また、現在の「通過型施設」の位置づけは、利用者が一定期間を経て次のステージへ移行することを前提としています。しかし、利用者のニーズは多様化しており、必ずしも全ての方が移行を希望するわけではありません。むしろ、長期的に安定した環境でサービスを受けたいと考える方も増えているため、現状の位置づけが利用者の実情にそぐわない可能性があります。 これらの理由から、わかば会館の生活介護事業における「通過型施設」としての位置づけについては、今後見直していく予定となっております。
8	(7) 要領・様式1 調査書	-	令和8年度以降の運営実績でも参加資格有りの場合、本様式の記載内容をご教示ください。	本様式については、直近の実績をご記入ください。
9	(16) 別添「平面図（事業実施場所等）」	F-01	1階の共用部屋（相談室①②、小・中・大多目的室）の利用の調整はどなたが行う想定でしょうか。また、1階で実施予定の基幹相談支援センター事業の運営主体と、本事業との連携について市の想定があればご教示ください。	共用部屋の管理については、基幹相談支援センター事業の運営事業者が行う予定となっております。 基幹相談支援センター事業の運営事業者は市で選定した事業者に委託する予定となっております。 また、1階で実施する基幹相談支援センター事業と、2階で実施する生活介護事業については、それぞれの役割を踏まえつつ、障がい者地域活動センターが障がい者の拠点施設としての役割を十分に果たせるよう、相互に連携することを想定しております。